

令和 7 年度ふじさわシティプロモーション推進事業業務 要求仕様書

1 件名

令和 7 年度ふじさわシティプロモーション推進事業業務委託

2 目的

「ふじさわシティプロモーション推進方針」に基づき、当市のシティプロモーションを効果的・効率的に推進するため、令和 7 年度に実施する具体的な計画及び運用について、仕様を定めるもの。

3 業務履行期間

契約締結日から 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日まで

4 業務内容

本業務は、原則として当市のシティプロモーションに係る一切の業務とし、その内容及び範囲は次に定めるものとする。

（1）実施計画の策定

令和 7 年度における実施計画を委託者と調整の上、策定すること。策定にあたっては、令和 6 年に策定した「ふじさわシティプロモーション推進方針」をもとに、当市のこれまでの経過や現状を踏まえ、具体的な計画を記載すること。また、進行管理を行うこと。

（2）「シティプロモーション推進方針」に基づいた事業の実施

令和 6 年に策定した「シティプロモーション推進方針」を参照し、藤沢市民の郷土愛を醸成させ、地元への誇りを高め、藤沢市民が当市に住み続けたいと感じるようになる事業を実施すること。

その際、SNS 並びに公式マスコットキャラクター「ふじキュン♡」を主軸とした事業とはしないこと。

また、藤沢北部の魅力をアピールできる事業を実施すること。

なお、次の事業は必須とする。

- ・公式インスタグラム「fujisawakyun」を用いた Instagram フォトキャンペーン

（3）PR 活動

- ア 本業務における活動をプレスリリースし、情報拡散を行うこと
- イ 自社 SNS 等の媒体を活用した効果的な PR を行うこと
- ウ 委託者に対して PR 活動に関するコンサルティングを行うこと
- エ マスメディアを中心とした取材誘致活動を行うこと

(4) 効果測定及び成果等の分析

上記(2)及び(3)についての効果測定方法を検証すること。その方法に基づき、事業実施期間も定期的に効果検証を実施し、必要に応じて事業の見直し、修正を行うこと。また、業務終了後には、全体の効果検証を実施すること。

5 報告書等の提出

(1) 令和7年度ふじさわシティプロモーション推進事業業務委託における業務の成果として、以下に記載する報告書等を提出すること。

ア 実施計画書

紙及び電子データで提出する。

令和7年度の実施計画書については、契約締結後、1週間以内に提出する。

イ 実施体制表

紙及び電子データにて、速やかに提出する。

ウ 業務の進捗及び実施報告書

紙及び電子データにて、各月末締め翌月はじめに提出する。但し、2026年(令和8年)3月分は2026年(令和8年)3月31日までに提出する。

エ 業務の効果検証及び実績報告書

紙及び電子データにて、各月末締め翌月はじめに提出する。但し、2026年(令和8年)3月分は2026年(令和8年)3月31日までに提出する。

オ 調査、分析の実施報告書

紙及び電子データで提出する。

納品期限については契約者双方が協議して定めるものとする。

(2) 納品場所

藤沢市 企画政策部 広報シティプロモーション課 シティプロモーション担当

藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎6階

電話 0466 (50) 3500 F A X 0466 (24) 5929

E-mail fj-citypro@city.fujisawa.lg.jp

6 委託金額の支払

委託金額の支払については、完了払いとする。

7 留意事項

本仕様に定める業務にかかる実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。

8 再委託の禁止

業務の全部または一部を第三者に委託し又は請負わせることはできない。ただし、一部でかつ、主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

9 成果品の利用及び著作権

(1) 受託者は、委託者に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権【(著作権法 昭和 45 年法律第 48 号) 第 27 条 (翻訳権、翻案権等) 及び第 28 条 (二次的著作物の利用に関する原作者の権利) に定める権利を含むが、(2) の著作権者人格権は除く】を譲渡するものとする。ただし、委託者及び受託者の協議により、別に定めた場合はこの限りでない。

(2) 委託者は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

10 機密の保持

受託者は、本業務 (再委託した場合を含む) を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

11 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、「藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」及び別紙「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守すること。

12 地球温暖化対策への取組

藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第 5 章の各取組項目を実施するよう努めること。

13 その他

(1) 契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、契約者双方が協議して定めるものとする。

(2) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、契約者双方が協議して定めるものとする。

以 上